

## 玖珠郡漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、玖珠郡漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第6号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、おいかわ（はえ）、えのはをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により納付しなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる漁具・漁法によってこれを採捕してはならない。

| 水産動植物 | 漁具・漁法                                                                                                                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全魚種   | 動力を使用した船漁法<br>ひき網<br>水中に電流を通してする漁法<br>瀬干漁法（川干漁法）<br>火光を利用する漁法<br>魚切り又は類似の漁法<br>おけづけ（箱づけ、びんづけを含む）<br>上りやな<br>発射装置を有するもり又はやす<br>石うち又はげんのううち漁法<br>碇針（ボラ釣りなどで使用する針）を使ったひっかけ漁法 |

| 水産動植物 | 漁具・漁法                                              |
|-------|----------------------------------------------------|
| 全魚種   | 投網・建網・刺網<br>たも網<br>カシバリ・うなぎテボ<br>こい釜・おいかわ釜<br>爆弾釣り |

2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

| 漁具・漁法 | 範 囲                       |
|-------|---------------------------|
| うなぎ釜  | 長さ80cm以下、口径8cm以下の筒又はかごに限る |

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

| 魚 種 | 期 間             |
|-----|-----------------|
| あ ゆ | 5月20日から12月31日まで |
| えのは | 3月1日から9月30日まで   |

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

| 区 域                                     | 期 間            |
|-----------------------------------------|----------------|
| 玖珠川 玖珠郡玖珠町大字山浦魚返りの滝から上流75m、下流75m間の区域    | 1月1日から12月31日まで |
| 森 川 玖珠郡玖珠町大字森片目ヶ淵打落口から下流天神淵水車堰上流端の間の区域  | 1月1日から12月31日まで |
| 町田川 玖珠郡九重町大字町田潜石橋の上流端から上流こしき岩橋の下流端の間の区域 | 1月1日から12月31日まで |

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| 魚 種      | 大 き さ  |
|----------|--------|
| こ い      | 15cm以下 |
| あ ゆ      | 10cm以下 |
| うなぎ      | 25cm以下 |
| おいかわ(はえ) | 5cm以下  |
| えのは      | 15cm以下 |

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 ア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる漁具及び漁法でなければならず、ウ欄に掲げる遊漁料を、エ欄に掲げる場所に支払わなければならない。ただし、遊漁者が中学生以下及び肢体不自由者のときは無料とする。

| ア 魚種                           | イ 漁具・漁法       | ウ 遊漁料                    | エ 納付場所   |
|--------------------------------|---------------|--------------------------|----------|
| あ ゆ                            | 手釣 竿釣 (友釣を含む) | 1日 1,000 円<br>1年 3,000 円 | 第2項に定める  |
| うなぎ<br>こ い<br>おいかわ (はえ)<br>えのは | 手 釣<br>竿 釣    | 1日 1,000 円<br>1年 3,400 円 | 第2項に定める  |
| うなぎ                            | 釜             | 1年 3,500 円               | 第2項(1)のみ |

2 遊漁料は次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- |                |                |               |
|----------------|----------------|---------------|
| (1) 玖珠郡漁業協同組合  | 玖珠町大字塚脇137-1   | 0973-72-5559  |
| (2) 別府 一義      | 玖珠町大字山浦618     |               |
| (3) 道の駅 童話の里くす | 玖珠町大字帆足2121    | 0973-72-5535  |
| (4) 道の駅 慈恩の滝くす | 玖珠町大字山浦618-24  | 0973-77-2260  |
| (5) フィッシング寺床   | 九重町大字野上2861-26 | 090-4344-8480 |
| (6) 溪流の味たなべ    | 九重町大字町田栗原      | 0973-77-6188  |
| (7) 久大林産株式会社   | 九重町大字野上3961-3  | 0973-73-4350  |
| (8) 梅の家        | 九重町大字野上724-3   | 0973-77-6900  |
| (9) 佐藤 正八郎     | 九重町大字後野上1060   |               |
| (10) 釣具のまつお    | 日田市庄手中釣759-1   | 0973-22-3968  |
| (11) 三日月の滝公園   | 玖珠町大字山浦115-1   | 0973-77-2278  |
| (12) ヤマウラベース   | 玖珠町大字山浦        | 080-7469-4580 |
| (13) かめや釣具 萩原店 | 大分市萩原2丁目2-26   | 097-556-9141  |
| (14) オートキャンプ竜門 | 九重町松木3150-7    | 0973-76-2992  |
| (15) オンラインシステム | つりチケ、フィッシュパス   |               |

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 発行者名

(7) 注意事項

1. 遊漁中は遊漁承認証を必ず携帯しなければならない
  2. 遊漁者は組合員の行う漁業を妨げてはならない
  3. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない
  4. 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない
  5. 遊漁者が大分県漁業調整規則及び本組合の遊漁規則に違反する行為をしたときは遊漁拒絶し又は停止することができる
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) 注意事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附 則)

この規則は令和6年1月1日から施行する。

(附 則)

この規則は認可の日から施行する。

(令和6年8月19日認可)

(附 則)

この規則は認可の日から施行する。

(令和7年8月18日認可)